

デジタル化時代における裁判の迅速化

仙台高等裁判所長官 菅野雅之

1 はじめに

各種事件において平均審理期間が再び長期化する傾向にあり、コロナ禍を経た現時点においてもなおこのような傾向が収まらない。このような現状は、「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書」(最高裁判所HPの「裁判の迅速化に係る検証結果の公表(第10回)」について「参照」)において紹介されているところであるが、民事事件を中心として、我が国の国民意識や裁判に対する認識・期待等を前提にしつつ、裁判の迅速化がなかなか進まない背景事情等を分析するとともに、各種裁判手続におけるデジタル化の検討状況、進捗状況につき説明し、デジタル化が裁判の迅速化に結び付く可能性、その間に潜む隘路や克服すべき課題

を取り上げ、将来を展望してみたい。

2 裁判の迅速化の現状

前述の「裁判の迅速化に係る検証結果の公表(第10回)」によれば、新受件数の減少、平均審理期間の長期化、長期未済事件の増加等が見て取れ、改善成果が出ていない。このような中で、関係者の繁忙感、負担感が増幅しているようにも思われ、負のスパイラルに入りつつあるというおそれもある。

3 裁判手続のデジタル化の現状

民事裁判に関しては、平成30年3月に内閣官房の「裁判手続のIT化検討会」において取りまとめが公表されて以降、急速なIT化・

デジタル化の流れが進展している。従前から試みられていた、個別手続に関する部分的なシステム化等とは異なり、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする「裁判手続等の全面IT化」を指すものであることが大きな特徴といえる。このようなことから、①e提出(e-Filing)、②e法廷(e-Court)及び③e事件管理(e-Case Management)と「3つのe」の実現を図るために、克服すべき課題や環境整備等に即し、3つのフェーズに分けて、順次、新たな運用を開始していくアプローチが採られる運びとされた。

裁判所ではまずフェーズ1の実施にとりかかることになり、知財高裁等においては、令和2年2月から弁論準備手続(片方当事者の出頭は必要)や書面による準備手続等につき、Teamsを利用したウェブ会議の活用を図ることとなった。奇しくも新型コロナウイルス感染症が拡大し、裁判所への出頭が物理的に困難な状況が続いたこともあり、ウェブ会議を積極的に活用した争点整理手続の実施は、爆発的に拡大し、現時点では、全高地裁本庁・支部にTeamsが導入され、争点整理手続の大部分がウェブ会議により実施されている実情にある。令和4年5月には改正民事訴訟法(令和4年法律第48号)が成立し、これが施行されれば、IT化の3つのフェーズすべてが実現する運びになる。令和5年3月には、フェーズ2のうち、当事者双方がウェブ会議・電話会議により弁論準備手続期日・和解期日に参加する仕組みの導入に関する部分が行われ、令和5年度中には、フェーズ2の残部となる口頭弁論期日におけるウェブ会議等の利用に関する部分が行われる予定である。訴状等のオン

ライン提出、訴訟記録の電子化等のフェーズ3に関する部分は、令和7年度中に施行予定とされている。

また、民事執行、民事保全、倒産及び家事手続等については、令和5年6月14日に「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布されている。刑事手続については、現在法制審議会で調査審議が進められている。

4 裁判手続のデジタル化Ⅱ 迅速化？

近時、裁判手続の迅速化が進まないといわれる要因としては、精密司法といわれるような傾向の審理、判断がされている事例が少なくないことが挙げられる。当事者は、必要性や有効性等を十分吟味することなく、考え得るあらゆる主張や書証を提出しがちであり、

その結果、準備書面は、大部かつ反復記述が多く、書証は膨大なものとなる。裁判所も、審理の初期

段階で、十分な吟味を行うことなく、とりあえず準備書面の陳述や書証の提出を許容してしまい、その結果、終結時あるいは判決起案時に膨大な記録を前にして、細目のな事実認定や些末な法律判断にまで不要なエネルギーを注ぐことになる。このような運用は、紛争の核心を早期に把握し、これに精力を集中して迅速に充実した判断を下すという現在の民事訴訟の理念に逆行しかねないものであり、むしろ真の争点を埋没させ、適正な判断を阻害する要因にもなりかねないところである。さらに、近時の社会情勢（当事者個人による強大な情報収集力及び発信力の取得とこれによる裁判官や弁護士と比較優位の弱体化、発言や行動に慎重にならざるを得ない傾向等）が争点整理の困難度を高めている面もあるのではないか。

IT化・デジタル化を通じて、作業をスピードアップするために役立つツールが整うことには大きなメリットがあるが、それを適切に利用する意識改革や態勢整

備が進まないと、審理の実態に大きな変化が生ぜず、かえってIT化・デジタル化のデメリットが強調されることにもなりかねない。そのためにも、手続利用者サイド、代理人サイド、裁判所サイドが一丸となって、ハード面のIT・デジタル化のみならず、仕事の進め

方やワーキングスタイル等も含めたソフト面・マインド面での発想の転換が期待されることである。審理の在り方について共通認識を形成し、合理的な訴訟慣行を確立していくことが肝要であろう。

